



# 山形県公報

平成16年1月6日(火)  
第1505号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 訓 令

山形県文書管理規程の一部を改正する訓令.....(総務課)...1

### 告 示

県議会定例会の閉会.....(財政課)...3  
有害図書類の指定.....(文化振興課)...同  
漁業の免許.....(生産流通課)...4  
同.....(同)...6  
山形県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更.....(同)...同  
道路の区域の変更.....(村山総合支庁西村山総務建築課)...8  
同.....(最上総合支庁建設総務課)...同  
同.....(置賜総合支庁西置賜総務建築課)...9  
一般国道の供用の開始.....(同)...同  
山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程.....(出納局)...同

### 公 告

大規模小売店舗の変更に係る市町村等の意見.....(商業振興課)...10  
同.....(同)...同  
同.....(同)...11  
同.....(同)...同  
特定調達契約に係る落札者の公告.....(産業技術短期大学校)...同

### 正 誤

## 訓 令

### 山形県訓令第1号

庁 中  
出 先 機 関

山形県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成16年1月6日

山形県知事 高 橋 和 雄

#### 山形県文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県文書管理規程(昭和43年4月県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

目次中「文書等」を「文書」に、「第47条」を「第47条の2」に改め、「第6節 文書以外の記録等の管理(第47条の2・第47条の3)」を削り、「(第48条-第50条)」を「(第48条・第49条)」に改める。

第1条中「その他事務の処理に必要な事項を記録した物」を削る。

第2条第1号中「一切の書類」を「書類(図画、フィルム等を含む。)及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)」に改め、同条中第

5号を第7号とし、第2号から第4号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 電子文書 電磁的記録のうち、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

(3) 総合行政ネットワーク文書 総合行政ネットワークの電子文書交換システムにより交換される電子文書をいう。

第2条に次の1号を加える。

(8) 電子署名 電子計算機による情報処理の用に供される電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であつて、次のいずれにも該当するものをいう。

イ 当該情報が当該措置を行つた者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

ロ 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

第6条第2項中「焼却」を「裁断」に、「破棄」を「処理」に改める。

第10条第3項中「、進行管理」を削り、「事務」を「事務(担当者が直接送達を受けた電子文書の収受及び直接発送する電子文書の発送の手続を除く。)」に改める。

「第2章 本庁の文書等の管理」を「第2章 本庁の文書の管理」に改める。

第11条第1号中「受けた文書」を「受けた文書(主務課で直接送達を受けた文書を除く。)」に改め、同条第2号中「小包等」を「小包等により発送する文書、電子文書等」に、「包装を」を「包装又は発送を」に改め、同条第3号を削る。

第12条第1項中「文書の」を「文書(電子文書を除く。)の」に改め、同条に次の1項を加える。

3 総合行政ネットワーク文書の送達を受けたときは、直ちに山形県基幹高速通信ネットワークで運用される電子メールにより主務課の文書取扱担当者に配布しなければならない。

第13条中「庁外から直接持参等の方法により」を「直接」に、「余白」を「余白(電子文書にあつては当該文書を用紙に出力したものの余白)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 直接文書の送達を受けた者は、前項の規定の例により当該文書を収受しなければならない。

第13条の次に次の1条を加える。

第13条の2 文書取扱担当者は電子署名が行われた総合行政ネットワーク文書の送達を受けたときは、電子署名の検証を行うとともに、当該文書を用紙に出力したものの余白に朱書きで「電子署名検証済」と記入し、証明印を押印しなければならない。

第14条中「文書取扱担当者」を「文書取扱担当者(直接文書の送達を受けた者を含む。第17条において同じ。)」に、「配布された」を「配布されたとき又は送達された」に改める。

第19条第1項中「送達された文書」を「送達された文書(電子文書を除く。)」に改める。

第34条第1項中「施行文書」を「施行文書(電子文書を除く。)」に改める。

第34条の次に次の1条を加える。

(電子署名の実施)

第34条の2 施行文書(電子文書に限る。)には、文書主管課長の定めるところにより、電子署名を行わなければならない。ただし、前条第1項各号に掲げる文書については電子署名の実施を省略することができる。

第35条に次の1項を加える。

3 電子文書を発送するときは、文書主管課長が別に定める手続により行わなければならない。

第36条を次のように改める。

(発送の手続)

第36条 文書取扱担当者は、発送を要する文書(電子文書その他主務課で直接発送する文書を除く。)を、文書主管課長が定める時刻までに文書主管課に回付しなければならない。

第41条中「、5月末日までに」を削り、「常用文書」を「常用文書及び電子文書」に改める。

第47条第1項中「廃棄すべき文書の印影等で他に利用されるおそれのあるものは、これを裁断し破棄しなければならない」を「個人情報又は印影等で他に利用されるおそれのあるものがある場合は、裁断等の適切な処理を行わなければならない」に改める。

「第6節 文書以外の記録等の管理」を削る。

第47条の2を削る。

第47条の3中「専決権者に」を「所管する事務につき専決で処理する権限を常例として与えられている者(当該権限に属する事務が代決により行われた場合の当該代決をした者を含む。以下「専決権者」という。)」に改め、同条を第47条の2とする。

「第3章 出先機関の文書等の管理」を「第3章 出先機関の文書の管理」に改める。

第48条第1項中「文書等」を「文書」に改め、「第11条第3号」及び「第35条」を削る。  
第50条を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により平成15年11月27日招集した山形県議会定例会は、同年12月18日閉会した。

平成16年1月6日

山形県知事 高 橋 和 雄

### 山形県告示第2号

山形県青少年保護条例(昭和54年3月県条例第13号)第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成16年1月6日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定番号 | 題 名                | 図書コード    | 発 行 所 等        | 指定の理由                               |
|------|--------------------|----------|----------------|-------------------------------------|
| 8020 | 男と女の快樂大全(究極秘技編)    | 50721-46 | 実業之日本社         | 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 8021 | 男と女の快樂大全(上級編)      | 50720-79 | 実業之日本社         |                                     |
| 8022 | コミックアムール1月号        | 03801-01 | (株)サン出版        |                                     |
| 8023 | 若妻たちの本当にあった不倫告白1月号 | 09811-01 | 平和出版(株)        |                                     |
| 8024 | デラベっぴん218          | 16487-1  | 英知出版(株)        |                                     |
| 8025 | カルビPOWER 1月号       | 02591-01 | 若生出版(株)        |                                     |
| 8026 | 人妻の本当にあった淫らな話VOL.7 | 18400-1  | (株)一水社         |                                     |
| 8027 | COMICカクテル新年1月号     | 03873-01 | 平和出版(株)        |                                     |
| 8028 | 増刊話王1月7日号          | 19820-1  | (株)ぶんか社        |                                     |
| 8029 | デ アッタ12月号          | 03022-12 | 衛文堂コンテンツファクトリー |                                     |
| 8030 | 漫画実話ナックルズ vol.10   | 04878-12 | ミリオン出版(株)      |                                     |
| 8031 | パシャ! 1月号           | 02592-01 | 若生出版(株)        |                                     |
| 8032 | ガチンコ1月号            | 12811-01 | 若生出版(株)        |                                     |
| 8033 | パソコンパラダイス1月号       | 07483-01 | (株)メディアックス     |                                     |

|      |                  |          |             |
|------|------------------|----------|-------------|
| 8034 | コミカvol.03        | 19624-01 | 宙 出 版       |
| 8035 | 月刊グレース 1月号       | 03289-01 | 若 生 出 版 (株) |
| 8036 | 別冊Hip&Lip 12月号増刊 | 08878-12 | ワニマガジン社     |
| 8037 | ふわふわ。 1          | 57606-29 | (株) 竹 書 房   |
| 8038 | クリスマスの恋人たち       | 52121-10 | (株) フロム出版   |
| 8039 | しあわせエッチ          | 51792-44 | (株) 蒼 竜 社   |
| 8040 | かたち改訂版           | 55952-19 | (株) 大 都 社   |

《参考》青少年保護条例第8条第2項第1号並びに第2号の規定（包括基準）に該当する有害図書類（図 書）

| 番号 | 題 名                  | 区 分     | 発 行 所 等   |
|----|----------------------|---------|-----------|
| 1  | おいしい制服Vol.1          | コードなし   | 遊 友 舎     |
| 2  | 激薄&裏DVD 6時間ワールドVOL.1 | 03366-8 | (株) 日 正 堂 |

（録画テープ等）

| 番号 | 題 名               | 区 分 | 発 行 所 等 |
|----|-------------------|-----|---------|
| 1  | 痴女！中出し・ぶっかけ・なめまくり | ビデオ | 不明      |
| 2  | 10人のわるのり          | DVD | エーヴィス   |

### 山形県告示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、漁業権の設定について、次のとおり免許した。

平成16年 1月 6日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 免許番号       | 漁業の免許を受けた者              |                 | 漁業権の内容                                   | 漁業権の免許年月日  |
|------------|-------------------------|-----------------|------------------------------------------|------------|
|            | 住 所                     | 名 称             |                                          |            |
| 内 共<br>第1号 | 酒田市大字新堀字前<br>岡97番地      | 両羽漁業協同組合<br>外1名 | 平成15年4月県告示第388号(以下「告示」という。)第1項第1号に記載のとおり | 平成16. 1. 1 |
| 内 共<br>第2号 | 米沢市矢来一丁目1<br>番104号      | 県南漁業協同組合        | 告示第2項第1号に記載のとおり                          | 同          |
| 内 共<br>第3号 | 西置賜郡白鷹町大字<br>荒砥甲833番地   | 西置賜漁業協同組合       | 告示第3項第1号に記載のとおり                          | 同          |
| 内 共<br>第4号 | 西村山郡朝日町大字<br>宮宿1184番地 8 | 最上川第一漁業協同<br>組合 | 告示第4項第1号に記載のとおり                          | 同          |

|             |                               |                  |                     |   |
|-------------|-------------------------------|------------------|---------------------|---|
| 内 共<br>第 5号 | 同                             | 同                | 告示第 5 項第 1 号に記載のとおり | 同 |
| 内 共<br>第 6号 | 西村山郡河北町谷地<br>字山王23番地 1        | 最上川第二漁業協同<br>組合  | 告示第 6 項第 1 号に記載のとおり | 同 |
| 内 共<br>第 7号 | 同                             | 同                | 告示第 7 項第 1 号に記載のとおり | 同 |
| 内 共<br>第 8号 | 同                             | 同                | 告示第 8 項第 1 号に記載のとおり | 同 |
| 内 共<br>第 9号 | 同                             | 同                | 告示第 9 項第 1 号に記載のとおり | 同 |
| 内 共<br>第10号 | 尾花沢市北町一丁目<br>10番 5 号          | 丹生川漁業協同組合        | 告示第10号第 1 号に記載のとおり  | 同 |
| 内 共<br>第11号 | 最上郡舟形町舟形<br>276番地             | 小国川漁業協同組合        | 告示第11項第 1 号に記載のとおり  | 同 |
| 内 共<br>第12号 | 同                             | 同                | 告示第12項第 1 号に記載のとおり  | 同 |
| 内 共<br>第13号 | 新庄市大手町 2 番66<br>号             | 最北中部漁業協同組<br>合   | 告示第13項第 1 号に記載のとおり  | 同 |
| 内 共<br>第14号 | 同                             | 同                | 告示第14項第 1 号に記載のとおり  | 同 |
| 内 共<br>第15号 | 最上郡真室川町大字<br>新町字天神460番地       | 最上 漁業協同組合        | 告示第15項第 1 号に記載のとおり  | 同 |
| 内 共<br>第16号 | 飽海郡松山町大字山<br>寺字宅地130番地の<br>2  | 最上川第八漁業協同<br>組合  | 告示第16項第 1 号に記載のとおり  | 同 |
| 内 共<br>第17号 | 鶴岡市本町三丁目 3<br>番20号            | 赤川 漁業協同組合        | 告示第17項第 1 号に記載のとおり  | 同 |
| 内 共<br>第18号 | 同                             | 同                | 告示第18項第 1 号に記載のとおり  | 同 |
| 内 共<br>第19号 | 同                             | 同                | 告示第19項第 1 号に記載のとおり  | 同 |
| 内 共<br>第20号 | 飽海郡遊佐町大字遊<br>佐町字堅田14番地の<br>12 | 月光川養漁業協同組<br>合   | 告示第20項第 1 号に記載のとおり  | 同 |
| 内 共<br>第21号 | 飽海郡八幡町市条字<br>村ノ前68番地の 1       | 日向荒瀬漁業協同組<br>合   | 告示第21項第 1 号に記載のとおり  | 同 |
| 内 共<br>第22号 | 西田川郡温海町大字<br>山五十川甲406番地       | 山戸 漁業協同組合        | 告示第22項第 1 号に記載のとおり  | 同 |
| 内 共<br>第23号 | 西田川郡温海町大字<br>鼠ヶ関乙162番地        | 温海町内水面漁業協<br>同組合 | 告示第23項第 1 号に記載のとおり  | 同 |
| 内 共<br>第24号 | 同                             | 同                | 告示第24項第 1 号に記載のとおり  | 同 |
| 内 共<br>第25号 | 同                             | 同                | 告示第25項第 1 号に記載のとおり  | 同 |
| 内 共<br>第26号 | 西置賜郡小国町大字<br>岩井沢836番地         | 小国町漁業協同組合        | 告示第26項第 1 号に記載のとおり  | 同 |
| 内 共<br>第27号 | 東村山郡山辺町大字<br>畑谷1992番の 3       | 作谷沢漁業協同組合        | 告示第27項第 1 号に記載のとおり  | 同 |
| 内 共<br>第28号 | 同                             | 同                | 告示第28項第 1 号に記載のとおり  | 同 |

山形県告示第 4 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、漁業権の設定について、次のとおり免許した。

平成16年 1月 6日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 免許番号         | 漁業の免許を受けた者          |                       | 漁業権の内容                                                        | 漁業権の免許年月日  |
|--------------|---------------------|-----------------------|---------------------------------------------------------------|------------|
|              | 住所又は所在地             | 氏名又は名称                |                                                               |            |
| 内 区<br>第 1 号 | 南陽市若狭郷屋531番地の2      | 遠 藤 嘉 弘               | 平成15年9月県告示第911号(以下「告示」という。)第1項の表中公示番号内区第1号の免許の内容たるべき事項に記載のとおり | 平成16. 1. 1 |
| 内 区<br>第 2 号 | 東置賜郡高畠町大字高畠2620番地の1 | 山 村 利 宏               | 告示第1項の表中公示番号内区第2号の免許の内容たるべき事項に記載のとおり                          | 同          |
| 内 区<br>第 3 号 | 米沢市東一丁目8番18号        | 株式会社 米沢鯉六十里           | 告示第1項の表中公示番号内区第3号の免許の内容たるべき事項に記載のとおり                          | 同          |
| 内 区<br>第 4 号 | 天童市天童中三丁目1番16号      | 有限会社 佐藤養魚場            | 告示第1項の表中公示番号内区第4号の免許の内容たるべき事項に記載のとおり                          | 同          |
| 内 区<br>第 5 号 | 村山市大字富並6204番地       | 大高根土地改良区              | 告示第1項の表中公示番号内区第5号の免許の内容たるべき事項に記載のとおり                          | 同          |
| 内 区<br>第 6 号 | 村山市大字大槇512番地        | 玉の木溜池養魚組合<br>組合長 奥山惣司 | 告示第1項の表中公示番号内区第6号の免許の内容たるべき事項に記載のとおり                          | 同          |
| 内 区<br>第 7 号 | 東根市大字羽入772番地        | 植 松 克 巳               | 告示第1項の表中公示番号内区第7号の免許の内容たるべき事項に記載のとおり                          | 同          |
| 内 区<br>第 8 号 | 新庄市十日町6394番地        | 谷 俊 和<br>外 1 名        | 告示第1項の表中公示番号内区第8号の免許の内容たるべき事項に記載のとおり                          | 同          |
| 内 区<br>第 9 号 | 最上郡舟形町舟形138番地       | 伊 俊 作                 | 告示第1項の表中公示番号内区第9号の免許の内容たるべき事項に記載のとおり                          | 同          |
| 内 区<br>第10号  | 東田川郡朝日村大字上田沢字志尽3番地  | 菅 原 多 平<br>外 4 名      | 告示第1項の表中公示番号内区第10号の免許の内容たるべき事項に記載のとおり                         | 同          |

山形県告示第 5 号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、次のとおり山形県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を変更した。

平成16年 1月 6日

山形県知事 高 橋 和 雄

変更後の山形県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

第 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

本県は、沿岸・沖合資源の低位安定の打開策として、これまで減船事業の実施や資源管理型漁業の実践を押し進めてきたが、水産業の発展を図るためには今まで以上に海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。一方、全国的な資源の動向を見た場合、低水準・減少傾向が続き未だ資源の回復の兆しが認

められない魚種があり、今後ともこのような状況が継続すれば県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済発展への重大な支障となるおそれがある。

このようなことから県としては、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量等について下記のとおり管理措置を講じることとする。

#### 記

- 1 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他県の入漁船を含め第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努める。
  - 2 漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら、海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についての詳細な科学的データ又は知見が必要であるため県水産試験場を中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図る。
  - 3 資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図る。
  - 4 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進する。
  - 5 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。
  - 6 本県における漁獲可能量制度においては他県の入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払う。
- 第2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量等に関する事項
- 1 第一種特定海洋生物資源の平成15年の知事管理の対象となる漁期及び数量は次のとおりである。

| 第一種特定海洋生物資源 | 管理の対象となる漁期     | 本県に定められた数量 |
|-------------|----------------|------------|
| す け と う だ ら | 4 月 から 翌 年 3 月 | 若 干        |
| ま あ じ       | 1 月 から 12 月    | 若 干        |
| ず わ い が に   | 7 月 から 翌 年 6 月 | 49トン       |
| す る め い か   | 1 月 から 12 月    | 若 干        |

- 2 第一種特定海洋生物資源の平成16年の知事管理の対象となる漁期及び数量は次のとおりである。

| 第一種特定海洋生物資源 | 管理の対象となる漁期     | 本県に定められた数量 |
|-------------|----------------|------------|
| す け と う だ ら | 4 月 から 翌 年 3 月 | 若 干        |
| ま あ じ       | 1 月 から 12 月    | 若 干        |
| ず わ い が に   | 7 月 から 翌 年 6 月 | 43トン       |
| す る め い か   | 1 月 から 12 月    | 若 干        |

- 第3 第一種特定海洋生物資源知事管理数量等に関し実施すべき施策に関する事項

#### 【すけとうだら】

小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前漁期の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

#### 【まあじ】

定置漁業と小型定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許・行使統数について

は現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前漁期の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【ずわいがに】

小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）とさめさし網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前漁期の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【するめいか】

するめいかの採捕を目的とする総トン数5トン未満の動力漁船漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう指導することとし、この結果、漁獲実績が前漁期の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

第4 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- 1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- 2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組みを進めることとする。

山形県告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成16年1月6日から同年1月19日まで縦覧に供する。

平成16年 1月 6日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 寒河江西川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                    | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長        |
|--------------------------------------|---|------|-----------------------|------------|
| 西村山郡西川町大字間沢字下堀64番9から<br>同 字金畑248番2まで |   | 旧    | 37.0メートル<br>?<br>30.7 | メートル<br>50 |
| 同                                    | 上 | 新    | 37.0メートル<br>?<br>24.4 | 同 上        |

山形県告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成16年1月6日から同年1月19日まで縦覧に供する。

平成16年 1月 6日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 344号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                                | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長            |
|--------------------------------------------------|---|------|----------------------|----------------|
| 最上郡真室川町大字及位字朴木沢108林班わ小班から<br>同 上まで               |   | 旧    | 0.0メートル<br>?<br>0.0  | メートル<br>0      |
| 最上郡真室川町大字及位字朴木沢108林班わ小班から<br>同 金山町大字金山字上野871番4まで |   | 新    | 25.0メートル<br>?<br>8.0 | メートル<br>17,600 |



山形県告示第 8 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成16年 1月 6日から同年 1月19日まで縦覧に供する。

平成16年 1月 6日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                          | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|----------------------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 西置賜郡白鷹町大字大瀬字新林1178番20から<br>同 字源六澤越1173番 1 まで | 旧    | 59.6 メートル<br>と<br>8.0 | メートル<br>378 |
| 同 上                                          | 新    | 97.6 メートル<br>と<br>8.0 | 同 上         |

山形県告示第 9 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成16年 1月 6日から同年 1月19日まで縦覧に供する。

平成16年 1月 6日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 287号
- 2 供用開始の区間 西置賜郡白鷹町大字大瀬字新林1178番20から  
同 字源六澤越1173番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成16年 1月 6日

山形県告示第10号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年 1月 6日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年 8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

|         |   |      |                       |   |   |   |
|---------|---|------|-----------------------|---|---|---|
| 別表第 5 中 | " | 酒田支所 | "                     | " | " | を |
|         | " | 飛島支所 | 飛島字勝浦乙<br>7番地の4       | " | " |   |
|         | " | 加茂支所 | 鶴岡市大字加茂字加<br>茂311番地の2 | " | " |   |
|         | " | 由良支所 | 大字由良字楯<br>下2番地の3の先    | " | " |   |
|         | " | 豊浦支所 | 大字堅苔沢字<br>宮田38番地の1    | " | " |   |

|         |                              |     |
|---------|------------------------------|-----|
| 〃 温海支所  | 西田川郡温海町大字<br>温海丁281番地        | 〃 〃 |
| 〃 念珠関支所 | 〃 〃 大字鼠<br>ヶ関乙41番地の6         | 〃 〃 |
| 〃 吹浦支所  | 飽海郡遊佐町大字吹<br>浦字西浜2番地の1<br>の先 | 〃 〃 |

|         |                         |     |
|---------|-------------------------|-----|
| 〃 飛島支所  | 〃 飛島字勝浦乙<br>7番地の4       | 〃 〃 |
| 〃 由良支所  | 鶴岡市由良一丁目4<br>番53号       | 〃 〃 |
| 〃 念珠関支所 | 西田川郡温海町大字<br>鼠ヶ関乙41番地の6 | 〃 〃 |

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により新庄市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び最上総合支庁産業經濟部産業経済総務課並びに新庄市役所において平成16年2月6日まで縦覧に供する。

平成16年1月6日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
新庄ショッピングセンター  
新庄市五日町字清水川1291番2外
- 2 大規模小売店舗の変更に係る届出の公告を行った日  
平成15年8月15日
- 3 意見の概要  
意見なし

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により新庄市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び最上総合支庁産業經濟部産業経済総務課並びに新庄市役所において平成16年2月6日まで縦覧に供する。

平成16年1月6日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
新庄ショッピングセンター  
新庄市五日町字清水川1291番2外
- 2 大規模小売店舗の変更に係る届出の公告を行った日

平成15年 8月15日

## 3 意見の概要

特に冬期間においては暖気運転が想定されることから、深夜における騒音防止のため、アイドリングストップについては入場者に協力を呼びかけるなど、より一層配慮すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により真室川町から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び最上総合支庁産業経済部産業経済総務課並びに真室川町役場において平成16年2月6日まで縦覧に供する。

平成16年 1月 6日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ真室川店

最上郡真室川町大字新町字下荒川279番1号

## 2 大規模小売店舗の変更に係る届出の公告を行った日

平成15年 8月15日

## 3 意見の概要

意見なし

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により白鷹町から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び置賜総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに白鷹町役場において平成16年2月6日まで縦覧に供する。

平成16年 1月 6日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

白鷹ショッピングセンター

西置賜郡白鷹町大字荒砥乙字田中道535番1外

## 2 大規模小売店舗の変更に係る届出の公告を行った日

平成15年 8月15日

## 3 意見の概要

意見なし

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年 1月 6日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 落札に係る役務の名称及び数量

山形県立産業技術短期大学校CAD・CAMシステムの賃貸サービス 一式

## 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県立産業技術短期大学校総務企画課 山形市松栄二丁目2番1号

電話番号023(643)8431

## 3 落札者を決定した日 平成15年12月12日

## 4 落札者の名称及び所在地

サカタ理化学株式会社 山形県鶴岡市余慶町6番38号

## 5 落札金額 122,875,200円

## 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

## 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成15年11月7日

正 誤

| 発行年月日      | 県 公 報<br>番 号 | ページ  | 行     | 誤     | 正     |
|------------|--------------|------|-------|-------|-------|
| 平成15.12.19 | 第1502号       | 1397 | 下から14 | 坂田松山線 | 酒田松山線 |